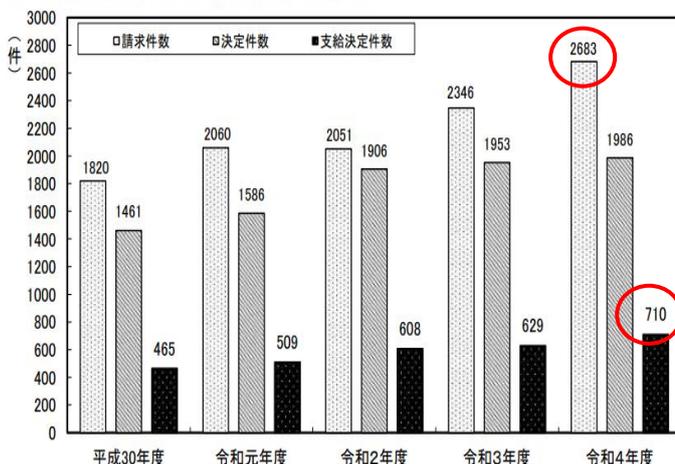


心の病で労災 710 件、過去最多更新

2023(令和5)年6月30日、厚労省は令和4年度「過労死等の労災補償状況」の結果を公表しました。このうち、精神障害に関する事案の労災補償状況の特徴は以下の通りです。

- ・請求件数 2,683 件(前年度比 337 件増)、過去最多更新
- ・支給決定件数 710 件(前年度比 81 件増)、過去最多更新
- ・請求件数、支給決定件数ともに「医療、福祉」、「製造業」、「卸売業、小売業」の順。
- ・年齢別の請求件数は40代、30代、50代の順。
- ・年齢別の支給決定件数は40代、30代、20代の順。
- ・時間外労働時間別(1か月平均)の傾向(支給決定件数)「20時間未満」87件(最多)「100時間以上～120時間未満」45件。
- ・出来事別の傾向(支給決定件数)「上司等から身体的攻撃、精神的攻撃等のパワハラを受けた」147件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」89件、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」78件等

図2-1 精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移



令和4年度個別労働紛争解決制度の施行状況を公表(東京労働局)

2023(令和5)年7月28日、東京労働局は「令和4年度個別労働紛争解決制度施行状況」を公表しました。

●主なポイント

- ・労働相談件数 174,985 件(前年度比 0.2%増)
うち民事上の相談件数 26,361 件(同 2.9%減)
- ・相談項目別

- ①いじめ・嫌がらせ 8,728 件(同 9.6%減)
- ②解雇 2,948 件(同 11.4%減)
- ③労働条件引下げ 2,723 件(同 7.5%減)
- ④退職勧奨 2,453 件(同 6.9%減)
- ⑤雇い止め 2,068 件(同 1.6%減)

かつて労働トラブルといえば「解雇」がその中心でしたが、平成25年度に「いじめ・嫌がらせ」が1位になって以降は、「いじめ・嫌がらせ」にかかる相談が10年連続トップになっています。

心理的負荷による精神障害の認定基準の改正、9月上旬に運用開始へ

心理的負荷による精神障害の認定基準は、社会情勢の変化、最新の医学的知見を踏まえて改正される傾向にあります。今回見直された主なポイントは以下の通りです。

- ・「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」(カスハラ) 具体的出来事に追加
- ・パワハラ6類型すべての具体例、性的指向や性自認に関する精神的攻撃等を含むことを明記

厚労省通達(9/上メド)に基づき実施予定です。

定年退職・再雇用時の基本給減額を巡り、最高裁、審理を名古屋高裁に差し戻しへ

定年退職後の再雇用の際に基本給を減額したことの妥当性が争われた訴訟で、2023(令和5)年7月20日、最高裁は基本給の性質や目的を踏まえて引き下げの合理性を評価すべきとする判断を示しました。

その上で、定年時の6割を下回る基本給は不合理と判断した一、二審判決を破棄し、審理を名古屋高裁に差し戻しました。

原告(元社員2名):名古屋自動車学校を定年退職後、嘱託として再雇用。仕事内容等は定年前と同じで、月額16万~18万円だった基本給が月額7万~8万円と5,6割減少しており、旧労働契約法20条違反と主張。

●基本給引き下げを巡る1,2審と最高裁の判断

1,2審	<ul style="list-style-type: none">・定年後、仕事内容は変わらないのに、再雇用時の基本給は若い正社員より低く、生活保障の観点からも看過しがたい・<u>基本給が退職時の6割を下回る部分は「不合理な格差」にあたる</u>→賠償を命令
最高裁	<ul style="list-style-type: none">・<u>被告会社の再雇用者の基本給は、正社員の基本給と異なる性質・支給目的があるとみるべき</u>・1,2審は基本給の性質や支給目的等の検討が不十分→判決を破棄、名古屋高裁に差し戻し

今回の判決では、基本給の支給の趣旨として職務給としての性格、職能給としての性格、勤続給としての性格などがあることがわかれることを指摘し、その中味を審理させるために審理を高裁に差し戻しています。

実際にどのような趣旨で支給されていたかについては、その決定の仕方や支給実績などに基づいて判断されていくことが予想されます。

定年退職後に再雇用された場合、雇用を保障される代わりに定年前と比べて給与(基本給含む)は下がるのが一般的です。会社としてはどのような考え方に基づいて給与を決定したかを意識しておく必要があります。

最高裁、「職場トイレの使用制限は違法」

性同一性障害の経済産業省職員が職場の女性用トイレの使用を不当に制限されているとして撤廃を求めた訴訟で、2023(令和5)年7月11日、最高裁は、使用制限に問題はないとした人事院の判定を違法と判断しました(性的マイノリティの職場環境をめぐる上告審判決としては初)。

●判決の骨子

- ①職員はトイレ利用の制限で日常的に相応の不利益を受けている。
- ②職員は戸籍上の性別変更に必要な性別適合手術は受けていないが、女性ホルモンの投与等をしている。
- ③職員の是正要求を認めなかった人事院の判定時点でトラブルは想定できず、不利益を甘受させる具体的な事情はなかった。
- ④判定は他の職員への配慮を過度に重視し、職員の不利益を軽視するもので著しく妥当性を欠く。

補足意見では複数の裁判官が、自認する性別に即して社会生活を送ることは「切実な利益」「重要な法益」と指摘しました。ただ、この判決は個別の事例に基づく判断で、不特定多数が使う公衆トイレについては「改めて議論されるべきだ」との補足意見も付いています。

東京都、最低賃金1,113円に引き上げへ

2023年7月28日、厚生労働省の中央最低賃金審議会は、現在961円の最低賃金(全国加重平均)を全国一律で41円引上げ、1,002円にする目安をまとめた。

最低賃金は中央審議会の目安を参考に、都道府県ごとの審議会が実際の引き上げ幅を決めます。目安通りなら、最も高い東京都が1,113円、神奈川県1,112円、埼玉県1,028円、千葉県1,025円、最も低い県(青森、秋田、鹿児島、沖縄等)が892円。最低賃金の上昇率は4.3%(昨年度3.3%)となります。